

教職支援委員会規程

(趣旨)

第1条 愛知県立大学の教職課程及び現職教員に対する研修等について審議するため、教育支援センターに設置する教職支援委員会（以下「委員会」という。）について、教育支援センター規程第10条第2項の規程に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育職員の養成及び現職教員に対する研修等に関わる次の事項を審議・運営する。

- (1) 教育職員及び学校図書館司書教諭の養成に係る科目の編成及び改廃並びに授業担当者に関すること。
- (2) 教員免許状を有する者に係る免許状更新講習の企画・運営に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 施設及び設備に関すること。
- (5) 教育実習、スクールボランティア等に関すること。
- (6) その他教育職員及び学校図書館司書教諭の養成に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教育支援センター長
- (2) 教育支援センター副センター長
- (3) 教職支援室長
- (4) 各学部（看護学部を除く。）の各学科（ヨーロッパ学科を除く。）及びヨーロッパ学科の各専攻から選出された教員 各1名
- (5) 大学院の各研究科（学部・研究科の双方を兼ねる。看護学研究科を除く。）から選出された教員 各1名
- (6) 教職課程担当教員（教科教育法担当を除く。） 3名
- (7) 教育支援センター長が指名した教員及び事務職員

(任期)

第4条 前条第4号から第6号に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び議長)

第5条 委員会に委員長を置き、教育支援センター長をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(定足数及び議決方法等)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させその意見を聞くことができる。ただし、議決に加えることはできない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学務課が担当する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営方法については、委員会の議を経て委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 英米学科から選出される委員の数は、第3条第3号の規定にかかわらず、当分の間、旧英文学科の教員1名を含め2名とする。

附 則

この規程は、平成23年11月22日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。